

新宿区の収集を希望される住宅宿泊事業者の皆さまへ

区の収集を利用される場合の手引き

～ 住宅宿泊事業における資源・ごみ集積所の適正利用について ～

平成 30 年 5 月

新宿区新宿清掃事務所

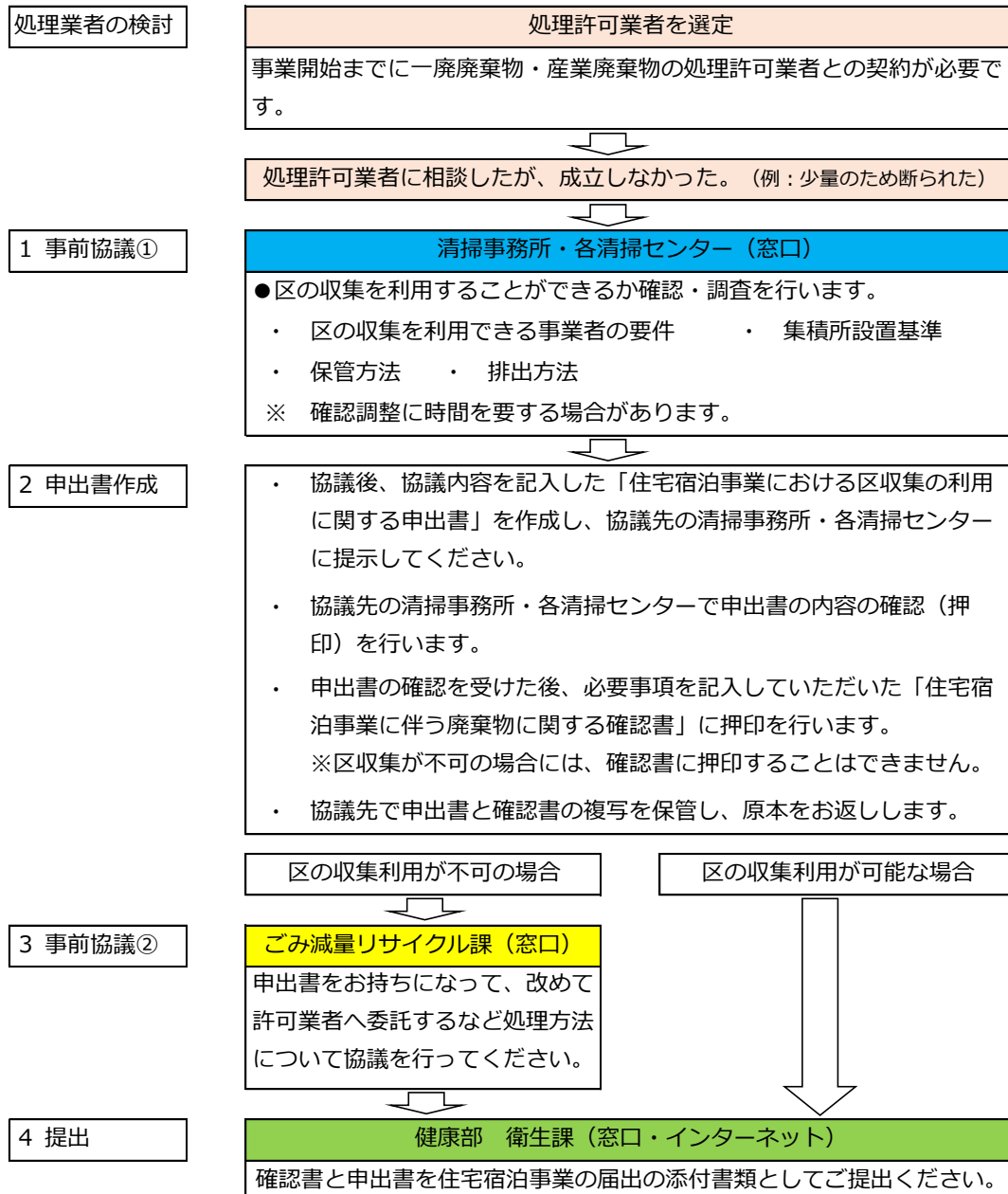
内容

1	清掃事務所・各清掃センターへの事前協議について	2
2	新宿区が収集できる事業系の資源・ごみとは	3
	(1) 事業系廃棄物は、自己処理が原則です	3
	(2) 区の収集を利用できる事業者	3
	(3) 事業系ごみは、すべて有料です	3
	(4) 家庭ごみと分けて出してください	3
3	保管場所について	4
4	資源・ごみ集積所について	4
	(1) 資源・ごみ集積所の利用に係る手続き	4
	(2) 集積所設置基準	5
	(3) 既存の集積所利用について	5
	(4) 新たに集積所を設置する場合	5
	(5) 私道・私有地に係る関係者等からの承諾	6
	(6) 工作物等(ごみストッカー等)を設ける場合	6
	(7) 周辺住民等への配慮	6
5	添付書類の記入例	7
6	住宅宿泊事業における区収集の利用に関する規程	9
	申出書様式	16

1 清掃事務所・各清掃センターへの事前協議について

店舗や事務所などの事業者が排出する資源・ごみの処理については、処理許可業者による処理が原則ですが、処理許可業者へ相談しても委託が困難である等のやむを得ない事情で新宿区による収集（区の収集）を利用する場合は、区の収集を利用できる事業者の要件、資源・ごみ集積所（集積所）設置基準、保管方法、排出方法等について、事業所（住宅宿泊事業の場合は届出住宅）の所在地を管轄する清掃事務所・各清掃センターと事前に協議する必要があります。

〇区の収集を利用する場合の手続きの流れ



【手続き・問い合わせ】

新宿清掃事務所 TEL03-3950-2923 下落合2-1-1
 新宿東清掃センター TEL03-3353-9471 三栄町25
 歌舞伎町清掃センター TEL03-3200-5339 歌舞伎町2-42-7
 ごみ減量リサイクル課事業系ごみ減量係 TEL03-5273-4363 歌舞伎町1-4-1（区役所本庁舎7F）

2 新宿区が収集できる事業系の資源・ごみとは

(1) 事業系廃棄物は、自己処理が原則です

住宅宿泊事業に伴い発生する資源・ごみは、店舗や事務所と同じく「事業系廃棄物」(事業系ごみ)です。排出者(住宅宿泊事業者)は、自らの責任で適正に処理することが法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項)により定められています。自ら処理できない場合には、処理許可業者へ委託して適正に処理しなければなりません。

(※以下、住宅宿泊管理業者も同様)

(2) 区の収集を利用できる事業者

新宿区は、区内の一般家庭から出される資源・ごみ(家庭ごみ)の収集に支障がない範囲において事業系ごみを処理します。出される資源・ごみ量が少なく、処理許可業者への委託が困難な場合などの小規模事業者に限り、処理費用を負担する(「事業系有料ごみ処理券」を貼付する)ことにより、区の収集(粗大ごみを除く)を利用することができます。

区の分別・排出方法に従って出すことができない場合には、処理許可業者へ委託して処理をすることになります。なお、区が1回に収集できる量は、45リットル袋で3袋までです。

区の分別・排出方法の詳細については、冊子「資源・ごみの正しい分け方・出し方」をご覧ください。

(3) 事業系ごみは、すべて有料です

区の収集を利用する場合には、住宅宿泊事業に伴い発生する資源(古紙・容器包装プラスチック・びん・缶・ペットボトル)・ごみのすべてが有料となり、新宿区の「事業系有料ごみ処理券」(有料シール)の貼付が必要です。

詳細については、リーフレット「事業系の資源・ごみの出し方」をご覧ください。

(4) 家庭ごみと分けて出してください

宿泊施設から発生するごみを家庭ごみとして出すことはできません。家庭からの資源・ごみに混入して出しても無料とはなりません。家庭ごみと明確に分けて、有料シールを貼ってお出してください。家庭ごみと混在して出されていることを確認した場合には、収集を中止する場合がありますのでご注意ください。

3 保管場所について

保管場所は、宿泊施設から出る資源・ごみの発生量を考慮して十分な場所を確保してください。分別する種別ごとにごみ箱を分けて用意するなど、宿泊施設内の適切な場所に設置してください。

保管にあたっては、近隣及び衛生面に配慮し、ごみの飛散・流出及び悪臭やねずみ・衛生害虫等が発生しないなどの方法で保管してください。

住宅宿泊事業者は、区のルールに従って適切に分別した資源・ごみを自らの責任において保管場所から排出場所（集積所）へ持ち出し、宿泊者が集積所へ直接出すことがないようにしてください。

また、宿泊者に対しては、施設内の保管場所へ正しく分別して出すこと、届出住宅敷地外においてもみだりにごみを廃棄しない等について十分な説明を行い、理解を得るようにしてください。

宿泊者に対するごみの分別の周知については、多言語対応の利用案内書（ハウスマニュアル）への記載や室内にイラストや写真を使用して掲示するなど、理解しやすいような工夫が必要です。

4 資源・ごみ集積所について

（１） 資源・ごみ集積所の利用に係る手続き

資源やごみを区の収集のために利用する「資源・ごみ集積所」（集積所）は、次項の設置基準を定めており、利用者の皆さまの自主的な管理のもとで維持されています。集積所の設置・変更・廃止等については、集積所利用者や周辺住民の皆さまとの十分な協議による合意のうえで決めていただき、集積所の所在地を管轄する清掃事務所・各清掃センターで「住宅宿泊事業における区収集の利用に関する申出書」（P.7,8）による確認を受ける必要があります。

●収集開始までのフロー図

利用する集積所について、他の利用者等との調整協議のうえで集積所の設置・変更等を決定します。



集積所の所在地を管轄する新宿清掃事務所・各清掃センターに申出（相談）を行います。



区の職員が現地に何うなど、申出場所が集積所設置基準に適合するかを確認します。



確認を経て内容が確定後、区収集における集積所の設置・変更等の手続きを行います。



収集を開始します。

（２） 集積所設置基準

- ① ２棟以上（集合住宅にあっては、１棟以上）で共同して利用すること。
- ② 清掃車両が通行できる道路に面する敷地内の水平な場所であること。
- ③ 道路交通法その他関係法令に抵触しないこと。
- ④ 当該敷地が、清掃車両が容易に横付けできる道路に面していること。
- ⑤ 廃棄物の収集及び運搬の作業の効率性及び安全性が確保された場所であること。
- ⑥ 集合住宅又は戸建にあっては、その居住者全員の廃棄物を排出するために必要な面積を有していること。
- ⑦ その他区長が必要と認める基準

【補足】

区長は、土地又は建物の状況その他の理由により集積所設置基準を適用することが困難であると認めたときは、別に基準を定めることができる。

- 区長は、周辺の建築物の状況等によりやむを得ない事情があると認めるときは、上記（２）集積所設置基準①を適用せず、戸別の設置を認める場合があります。
- 区長は、周辺の道路の状況等によりやむを得ない事情があると認める場合において、占有者等(集積所利用者等)が近隣と事前に協議しその合意を得ているときは、上記（２）集積所設置基準②（敷地内に係る部分に限る。）を適用しない場合があります。

（３） 既存の集積所利用について

集積所は、利用者の皆さまの自主的な管理のもとで維持されていますので、集積所利用者の理解なくして利用しますとトラブルを招くおそれがあります。既存の集積所の利用を希望する場合には、必ず集積所利用者や周辺住民と十分な協議により承諾を得たうえでご利用ください。また、すでに家庭系ごみとして家主（住宅宿泊事業者）が既存の集積所を利用している場合でも、新たに住宅宿泊事業者として利用する旨をあらかじめ説明する必要があります。なお、清掃事務所・各清掃センターでは、必要に応じて利用者等からの既存の集積所使用の承諾に関する書面の提出を求める場合があります。

（４） 新たに集積所を設置する場合

新たに集積所を設置する場合には、「住宅宿泊事業における区収集の利用に関する申出書」による確認とは別に手続きが必要となります。あらかじめ排出場所（集積所）の所在地を管轄する清掃事務所・各清掃センターと集積所について事前に協議したうえで「新宿区資源・ごみ集積所確認申出書」を提出して確認を受けてください。また、集積所の位置を変更する場合や廃止する場合も同じ手続きが必要となります。なお、清掃事務所・

各清掃センターでは、必要に応じて関係者（私有地に設置する場合や隣地の壁面に接して設置する場合の私有地・隣地の所有者や管理者など）からの承諾に関する書面の提出を求める場合があります。

（５） 私道・私有地に係る関係者等からの承諾

私道・私有地内を清掃車両が通行しなければ、設置した集積所から収集ができないような場所では、あらかじめ私道・私有地に係る関係者等から清掃車両の通行に関して書面による承諾を得るようにしてください。なお、清掃事務所・各清掃センターでは、必要に応じて関係者（通行する私道・私有地の所有者や管理者など）からの承諾に関する書面の提出を求める場合があります。

（６） 工作物等(ごみストッカー等)を設ける場合

集積所及び周辺にごみストッカーなどの工作物等の設置を予定されている場合には、あらかじめ集積所の所在地を管轄する清掃事務所・各清掃センターと協議をしてください。工作物等の設置について、収集に支障がないか確認を行います。なお、清掃事務所・各清掃センターでは、必要に応じて関係者（私有地に設置する場合や隣地の壁面に接して設置する場合の私有地・隣地の所有者や管理者など）からの承諾に関する書面の提出を求める場合があります。

（７） 周辺住民等への配慮

住宅宿泊事業を運営するにあたり、宿泊施設から発生する資源・ごみの排出場所（集積所）や排出方法等については、周辺住民等との信頼関係を損なわぬようにあらかじめ周知・相談を行うなど理解を得るよう努めてください。

また、集積所においては、住宅宿泊事業者の責任で集積所へ適正に排出するだけでなく、定期的に集積所の清掃を行うなど、周辺住民等の迷惑とならないよう衛生面も含めて十分に配慮して利用するようお願いします。

5 添付書類の記入例

【区収集用・表面】

住宅宿泊事業における区収集の利用に関する申出書

○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所	新宿区 ▲丁目 ▲番 ▲号
住宅宿泊事業者 氏 名 (商号又は名称)	民泊 太郎
電話番号	03-0000-1111

住宅宿泊事業に伴う一般廃棄物に関し区による収集を希望します。

1 住宅宿泊施設

営業開始予定日	● 年 ● 月 ● 日
所在地	新宿区 ▲丁目 ▲番地 ▲
建物名称	新宿民泊テラス (01号室、102号室)
建物の種類	☐ 戸建て ☐ 共同住宅 ☒ 長屋 ☐ 寄宿舍
規模等	建物全体の戸数 10 戸 事業に供する戸数 2 戸 最大宿泊者人数 8 人
事業形態	☐ 家主同居型 ☐ 家主居住型 ☒ 家主不在型・管理委託型

宿泊者1人当たり3.3㎡以上の居室床面積が必要です。

2 住宅宿泊管理業者(家主不在型・管理委託型の場合)

所在地	新宿区 □丁目 □番 □号	登録番号	123456
氏 名 (商号又は名称)	株式会社新宿民泊管理	緊急連絡先	090-1111-2222

3 廃棄物保管場所

保管場所	☒ 住宅宿泊施設の敷地内 (☒ 室内 ・ ☐ 屋内 ・ ☐ 屋外) ☐ その他 ()
保管方法	☒ ポリ容器 ☐ その他 ()

位置関係に関して特定できるように具体的に記入してください。

4 廃棄物処理関係

処理方法	集積所	所在地	新宿区 ▲丁目 ※番 ※号
		目標物	民泊パーキング前私道入口
		利用状況	☐ 住宅宿泊事業者専用(家主と共用を含む) ☐ 住宅宿泊事業者 ☒ 住宅宿泊事業者
	排出担当者	☐ 住宅宿泊事業者 ☒ 住宅宿泊事業者 ☐ その他 ()	
	添付書類	☐ 案内図 ☐ 集積所位置図 ☒ その他(私道の車両通行に関する承諾書)	

書ききれない場合には、「別紙参照」と記入してください。

※ 住宅宿泊事業者は、この申出書の内容に変更等があったときは、申出先の清掃事務所・清掃センターと協議を行うようお願いいたします。

区 処 理 欄	新宿清掃事務所・清掃センター	備 考

届出前にもう一度ご確認ください。

宿泊施設から発生する廃棄物に関する確認事項

- ☒ 区の収集を利用できる事業者である。
- ☒ 住宅宿泊施設から発生する資源・ごみ(粗大ごみを除く)は、区の分別方法・ルールに従って排出する。
- ☒ 住宅宿泊施設から発生する資源・ごみは、新宿区の「事業系有料ごみ処理券(有料シール)」を貼付して排出する。
- ☒ 宿泊者の粗大ごみは、処理許可業者へ委託により処理する。
- ☒ 住宅宿泊施設から発生するごみと家主のごみが混在しないように排出する。(家主同居型・家主居住型)
- ☒ ごみの保管場所、資源・ごみ集積所(以下、「集積所」という。)の位置は、近隣の方に迷惑の掛からない場所である。
- ☒ ごみの保管方法は、雨水・カラスやねずみ、衛生害虫の被害などによる悪臭、飛散、流出などが生じないように保管し、常に保管場所及び集積所を定期的に清掃するなど衛生的な状態に保てる体制を整えている。
- ☒ 住宅宿泊施設から発生する資源・ごみの排出は、宿泊者に行わせず、住宅宿泊事業者(住宅宿泊管理業者)が自らの責任で行う。
- ☒ 資源・ごみを長時間保管することなく、適宜、収集曜日に合わせて排出する。
- ☐ 新たに集積所を設置する場合(位置等の変更を含む)は、区が別に定める手続きを行ったうえで確認を得ている。
既存の保管場所や集積所を利用する場合は、既存の集積所利用者から共同利用について承諾を得ている。また、
 - ☒ 住宅宿泊事業者の共同利用を知らなかった集積所利用者から問い合わせがあった場合には、共同利用について当該利用者と協議を行う。
- ☒ 私用地・私道上において集積所を設置した場合、関係者等からの承諾を得ている。
- ☒ 住宅宿泊施設から発生する廃棄物に関する苦情等に対して誠意をもって対応する。

6 住宅宿泊事業における区収集の利用に関する規程

○新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例抜粋

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)に基づき規定すべき事項及び法に定めるもののほか住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(区の責務)

第3条 区は、第1条に規定する目的を達成するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、警察、消防その他の関係機関と連携するものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、区が実施する前条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(住宅宿泊事業者の責務)

第5条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施により届出住宅(法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。)の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

(宿泊者の責務)

第6条 宿泊者は、届出住宅を利用するに当たっては、届出住宅の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

(周辺地域の住民に対する説明等)

第7条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、次に掲げる事項について、法第3条第1項の届出をしようとする日の7日前までに、住宅の周辺地域の住民(住宅を構成する建築物に居住する者その他の新宿区規則(以下「規則」という。)で定める者に限る。)に対し、書面により説明しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び連絡先

(2) 住宅が住宅宿泊事業の用に供されるものであること。

(3) 住宅の所在地

(4) 住宅宿泊事業を開始しようとする日

(5) 法第9条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定により宿泊者に対して説明すべき同項に規定する事項

(6) 法第11条第1項の規定による住宅宿泊管理業務の委託(以下単に「住宅宿泊管理業務の委託」という。)をする場合においては、その相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先

2 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第3条第1項の届出の際に、併せて、前項の規定による説明を行った旨及びその内容を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

3 住宅宿泊事業者は、第1項第1号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の7日前までに、その旨を第1項の住宅の周辺地域の住民に対し、書面により説明しなければならない。

4 住宅宿泊事業者は、前項の規定による説明を行ったときは、速やかに、その旨及び内容を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(廃棄物の適正処理)

第8条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(苦情等及びその対応の記録)

第9条 住宅宿泊事業者は、法第10条の規定により届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ(以下「苦情等」という。)に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、当該記録を3年間保存しなければならない。

(住宅宿泊管理業務の委託がされた場合の適用除外及び住宅宿泊管理業者への準用)

第10条 第5条及び前2条の規定は、住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者については、適用しない。

2 第5条及び前2条の規定は、住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊管理業を営む住宅宿泊管理業者について準用する。この場合において、前条中「法第10条」とあるのは、「法第36条において準用する法第10条」と読み替えるものとする。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者及び地方公共団体の処理)

第 11 条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

○新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例抜粋

第 11 条 事業者は、リサイクルを推進するとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、リサイクルの推進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し、区の施策に協力しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第 33 条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に、運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(処理)

第 40 条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 前 2 項に規定する一般廃棄物の処理の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務等)

第 41 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第 79 条及び別表において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(事業系一般廃棄物の排出方法)

第 43 条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第 60 条第 1 項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第 44 条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ず

る物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第 46 条 区長は、占有者が第 41 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業者の処理)

第 47 条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第 40 条第 3 項に規定する規則で定める処理の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第 48 条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第 1 項の保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第 49 条 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第 50 条 区長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第 54 条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 区長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第 55 条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(廃棄物処理手数料)

第 58 条 区長は、家庭廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。)の収集及び運搬をしたとき(粗大ごみの場合にあっては、収集及び運搬をするとき。)は、1 日平均 10 キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者又は粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 区長は、事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出する事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(地域の生活環境)

第 73 条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第 74 条 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

○新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例規則抜粋

(一般廃棄物処理計画)

第 25 条 条例第 39 条第 1 項の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、次の各号に掲げる事項をそれぞれ定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) 区長、事業者及び区民の再利用の促進のための取り組みに関する事項
- (7) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 一般廃棄物処理計画には、条例第 54 条第 2 項の規定に基づき、区長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理の基準)

第 26 条 条例第 40 条第 3 項の規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 3 条各号及び第 4 条の 2 各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の処理に当たっては、再利用に努めること。
- (2) 一般廃棄物の埋立て処分には当たっては、あらかじめ、焼却し、破碎し、切断し、又は圧縮する等の当該一般廃棄物に応じた処理を行い、その減量化又は減容化を図ること。

(平 18 規則 40・平 21 規則 25・一部改正)

(資源・ごみ集積所)

第 26 条の 2 条例第 41 条(条例第 53 条及び第 56 条において準用する場合を含む。)に規定する場所(以下「資源・ごみ集積所」という。)は、これを利用しようとする条例第 41 条第 1 項に規定する占有者(区長が別に定めるものを含む。以下「占有者等」という。)の協議により定めるものとする。

2 占有者等は、前項の規定により資源・ごみ集積所を定めようとするときは、あらかじめ、新宿区資源・ごみ集積所確認申出書(第 6 号様式の 2)を区長に提出し、次項に定める基準に適合する旨の確認を受けるものとする。

3 資源・ごみ集積所の基準は、次のとおりとする。ただし、区長は、土地又は建物の状況その他の理由によりこれらの基準を適用することが困難であると認めたときは、別に基準を定めることができる。

- (1) 2 棟以上(集合住宅にあつては、1 棟以上)で共同して利用するものであること。
- (2) 清掃車両が通行できる道路に面する敷地内の水平な場所であること。
- (3) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)その他関係法令に抵触しないこと。
- (4) その他区長が必要と認める基準

4 前 3 項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、資源・ごみ集積所を定めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、資源・ごみ集積所に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平 26 規則 48・追加)

(廃棄物を収納する容器等の基準)

第 27 条 条例第 41 条第 2 項及び第 43 条(条例第 56 条で準用する場合を含む。)に規定する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(以下この項において「廃棄物」という。)を収納する容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 容量が 90 リットル以下であること。
- (2) 軽量で持ち運びが容易であること。
- (3) 廃棄物の収納並びに容器の移動及び設置の際に安定性のあること。
- (4) ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。
- (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
- (7) その他収集作業を困難にするおそれのないものであること。

2 前項の基準による容器の持ち出し及び引取りが困難である場合には、次に掲げる基準に適合した袋を用いることができる。

- (1) 容量が 90 リットル以下であること。

- (2) 耐水性があり、丈夫なものであること。
- (3) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (4) 可燃物を収納する場合は、焼却に適した素材を使用したものであること。

(有料ごみ処理券の添付方法等)

第 29 条 条例第 43 条に規定する有料ごみ処理券の添付に当たっては、次によらなければならない。

- (1) 著しく汚損した有料ごみ処理券は、添付しないこと。
- (2) 有料ごみ処理券は、確認しやすい箇所に添付すること。
- (3) 複数の有料ごみ処理券を添付するときは、重なることのないよう添付すること。
- (4) 有料ごみ処理券は、容器又は袋から離れることのないよう添付すること。
- (5) 有料ごみ処理券には事業者名を記入すること。

(改善命令等)

第 31 条 条例第 46 条(条例第 53 条及び条例第 56 条において準用する場合を含む。)に規定する改善等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第 32 条 条例第 48 条第 2 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積み込みが容易な構造であること。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第 33 条 条例第 49 条(条例第 56 条において準用する場合を含む。)に規定する中間処理等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(運搬等の命令に係る排出量)

第 34 条 条例第 50 条の規則で定める事業系一般廃棄物(し尿を除く。)の量は、1 日平均又は臨時に 50 キログラム以上とする。

(有料ごみ処理券の交付方法)

第 53 条 条例第 60 条第 1 項の有料ごみ処理券の交付は、次の表の左欄に掲げる有料ごみ処理券の種別ごとに、同表中欄に掲げる額の廃棄物処理手数料を納付した者に同表右欄に掲げる枚数を 1 組として行うものとする。ただし、区長が特別の理由があると認める場合は、廃棄物処理手数料の納付額に応じ、同欄の枚数未満の有料ごみ処理券を交付することができるものとする。

有料ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料	1 組の枚数
有料ごみ処理券・特大	2,660 円	5 枚
有料ごみ処理券・大	3,420 円	10 枚
有料ごみ処理券・中	1,520 円	10 枚
有料ごみ処理券・小	760 円	10 枚

(平 19 規則 124・平 25 規則 3・平 29 規則 29・一部改正)

○新宿区資源・ごみ集積所に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則（平成12年新宿区規則第65号。以下「規則」という。）第26条の2の規定に基づき、同条第1項に規定する資源・ごみ集積所（以下「集積所」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の収集作業を安全かつ円滑に実施するとともに、相互協力により良好な近隣関係を保持し、もって清潔で住みよい生活環境の実現を図ることを目的とする。

(区長が別に定めるもの)

第2条 規則第26条の2第1項の区長が別に定めるものは、集合住宅（2戸以上の住戸を有する共同住宅、寮、寄宿舎その他の建築物をいう。以下同じ。）及び建売住宅（一団の土地において同一の建築主が一度に建築する2戸以上の建築物をいう。）に係る次に掲げるものとする。

(1) 建築主、設計者又は工事施行者

(2) 所有者又は所有者の委託を受け、集合住宅又は建売住宅を管理する者

(3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合（集合住宅に限る。）

(集積所の設置基準)

第3条 規則第26条の2第3項第4号の区長が必要と認める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該敷地が、清掃車両が容易に横付けできる道路に面していること。

(2) 廃棄物の収集及び運搬の作業の効率性及び安全性が確保された場所であること。

(3) 集合住宅又は建売住宅にあっては、その居住者全員の廃棄物を排出するために必要な面積を有していること。

(4) その他区長が必要と認める基準

2 区長は、周辺の建築物の状況等によりやむを得ない事情があると認めるときは、規則第26条の2第3項第1号に掲げる基準を適用しないものとする。

3 区長は、周辺の道路の状況等によりやむを得ない事情があると認める場合において、規則第26条の2第1項に規定する占有者等（以下「占有者等」という。）が近隣と事前に協議しその合意を得ているときは、同条第3項第2号に掲げる基準（敷地内に係る部分に限る。）を適用しないものとする。

(申出書の添付書類等)

第4条 規則第26条の2第2項に規定する申出書（以下「申出書」という。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 前条第3項の場合において、当該場所が占有者等に係る敷地以外の敷地に隣接するとき 当該隣接する敷地に係る権利を有する者から徴した集積所の設置に係る承諾書

(2) 廃棄物の収集及び運搬の作業に当たり、清掃車両が私道又は私有地（以下「私道等」という。）を通行する必要があるとき 当該私道等に係る権利を有する者から徴した当該私道等の通行に係る承諾書

(3) その他区長が必要と認める場合 区長が必要と認める書類

2 区長は、既存の集積所を新たに利用する者に対して、必要があると認めるときは、当該集積所に係る占有者等に利用の承諾を得た承諾書の提出を求めるものとする。

(集積所の確認等)

第5条 区長は、規則第26条の2第2項の確認を行ったときは、当該占有者等に対し、新宿区資源・ごみ集積所確認書（第1号様式）により通知するものとする。

2 区長は、申出書の提出を受けた場合において、当該場所が規則第26条の2第3項に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該占有者等に対し、必要な助言又は指導を行うものとする。

(集積所の変更及び廃止)

第6条 占有者等は、集積所の所在地、建物の名称（集合住宅に限る。）、位置、排出方法等を変更し、又は廃止しようとするときは、新宿区資源・ごみ集積所変更・廃止申出書（第2号様式）を区長に提出し、その旨を申し出るものとする。

2 前項の場合において、当該申出が集積所の変更（所在地、位置及び排出方法に限る。）に係るものであるときは、規則第26条の2第2項の規定により区長の確認を再び受け、当該申し出が、集積所の変更（所在地、位置及び排出方法を除く。）に係るものであって、区長が、特に必要があると認めるときは、同項の規定により区長の確認を再び受けるものとする。

3 第1項に定める場合のほか、区長は、特に必要があると認めるときは、集積所を変更し、又は廃止することができる。

(事前協議)

第7条 区長は、建築物を建築しようとする者があるときは、当該建築物に係る集積所の位置について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請その他これに類する手続を行う日前までに、当該者と新宿区清掃事務所長(以下「所長」という。)との間で協議を行わせるものとする。

2 区長は、前項の規定により事前協議を行わせるに当たっては、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 建築物の案内図
- (2) 建築物の配置図
- (3) 建築物の設計概要
- (4) 集積所の配置図
- (5) 近隣との調整に係る書類
- (6) その他区長が必要と認める書類

3 区長は、集積所において廃棄物の排出に係る工作物等を設置しようとする占有者等があるときは、あらかじめ、当該工作物等の所有者又は管理者と所長との間で協議を行わせるものとする。

4 区長は、前項の規定による事前協議を行わせるに当たっては、特に必要があると認めるときは、工作物等の利用、衛生維持管理、不法投棄対策等の方法を定めた書面の提出を求めるものとする。

(表示板の設置)

第8条 区長は、集積所の位置を明示するため、表示板を設置することができる。

2 前項の表示板には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、当該記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 集積所である旨
- (2) 収集する廃棄物の分別区分
- (3) 分別区分ごとの収集曜日及び排出時間
- (4) その他区長が必要と認める事項

3 設置した表示板は、当該集積所が廃止されたときは、速やかに撤去するものとする。

(地図の供覧)

第9条 区長は、所長に集積所の位置について記載した地図を備えさせ、これを一般の閲覧に供するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

申出書様式

【区収集用・表面】

住宅宿泊事業における区収集の利用に関する申出書

年 月 日

住 所	
住宅宿泊事業者 氏 名 (商号又は名称)	
電話番号	

住宅宿泊事業に伴う一般廃棄物に関し区による収集を希望します。

1 住宅宿泊施設

営業開始予定日	年 月 日					
所在地	新宿区					
建物名称						
建物の種類	☐ 戸建て ☐ 共同住宅 ☐ 長屋 ☐ 寄宿舍					
規模等	建物全体の戸数	戸	事業に供する戸数	戸	最大宿泊者人数	人
事業形態	☐ 家主同居型 ☐ 家主居住型 ☐ 家主不在型・管理委託型					

2 住宅宿泊管理業者(家主不在型・管理委託型の場合)

所在地		登録番号	
氏 名 (商号又は名称)		緊急連絡先	

3 廃棄物保管場所

保管場所	☐ 住宅宿泊施設の敷地内 (☐ 室内 ・ ☐ 屋内 ・ ☐ 屋外)	
	☐ その他 ()	
保管方法	☐ ポリ容器 ☐ その他 ()	

4 廃棄物処理関係

処理方法	集積所	所在地	新宿区
		目標物	
		利用状況	☐ 住宅宿泊事業者専用(家主と共用を含む) ☐ 既存集積所共同利用
	排出担当者	☐ 住宅宿泊事業者 ☐ 住宅宿泊管理業者	
		☐ その他 ()	
添付書類		☐ 案内図 ☐ 集積所位置図 ☐ その他()	

※ 住宅宿泊事業者は、この申出書の内容に変更等があったときは、申出先の清掃事務所・清掃センターと協議を行うようお願いします。

区 処 理 欄	新宿清掃事務所・清掃センター	備 考

宿泊施設から発生する廃棄物に関する確認事項

- ☐ 区の収集を利用できる事業者である。
- ☐ 住宅宿泊施設から発生する資源・ごみ(粗大ごみを除く)は、区の分別方法・ルールに従って排出する。
- ☐ 住宅宿泊施設から発生する資源・ごみは、新宿区の「事業系有料ごみ処理券(有料シール)」を貼付して排出する。
- ☐ 宿泊者の粗大ごみは、処理許可業者へ委託により処理する。
- ☐ 住宅宿泊施設から発生するごみと家主のごみが混在しないように排出する。(家主同居型・家主居住型)
- ☐ ごみの保管場所、資源・ごみ集積所(以下、「集積所」という。)の位置は、近隣の方に迷惑の掛からない場所である。
- ☐ ごみの保管方法は、雨水・カラスやねずみ、衛生害虫の被害などによる悪臭、飛散、流出などが生じないように保管し、常に保管場所及び集積所を定期的に清掃するなど衛生的な状態に保てる体制を整えている。
- ☐ 住宅宿泊施設から発生する資源・ごみの排出は、宿泊者に行わせず、住宅宿泊事業者(住宅宿泊管理業者)が自らの責任で行う。
- ☐ 資源・ごみを長時間保管することなく、適宜、収集曜日に合わせて排出する。
- ☐ 新たに集積所を設置する場合(位置等の変更を含む)は、区が別に定める手続きを行ったうえで確認を得ている。
既存の保管場所や集積所を利用する場合は、既存の集積所利用者から共同利用について承諾を得ている。また、
☐ 住宅宿泊事業者の共同利用を知らなかった集積所利用者から問い合わせがあった場合には、共同利用について当該利用者と協議を行う。
- ☐ 私有地・私道上において集積所を設置した場合、関係者等からの承諾を得ている。
- ☐ 住宅宿泊施設から発生する廃棄物に関する苦情等に対して誠意をもって対応する。

区の収集を利用される場合の手引き

～ 住宅宿泊事業における資源・ごみ集積所の適正利用について ～

平成 30 年 5 月発行

新宿区環境清掃部新宿清掃事務所

新宿区下落合二丁目 1 番 1 号

TEL (03) 3950-2923

印刷物作成番号 2018-3-3922

この冊子は、地球環境保全推進のため再生紙を使用しています。